

# 離島等供給特例承認申請書

託 第 3 号

2023 年 5 月 8 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町 15 番 1 号  
北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

## 別 紙

### 離島等供給約款以外の供給条件の内容

2023年5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、当社供給区域内のお客さまが被災し、2023年5月5日に石川県輪島市、珠洲市および鳳珠郡能登町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村において、被災された当社の離島等供給約款（2023年2月24日付け届出。以下「離島等供給約款」といい、当該離島等供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款をいいます。）の適用を受けるお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの2023年4月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、5月、6月および7月の料金算定分の電気料金の支払期日を各々1か月延長する。

（有効期間満了日：2023年9月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する料金算定月の次の料金算定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（有効期間満了日：2023年12月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2023年11月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。

（有効期間満了日：2023年11月末日）

4. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが2023年11月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2023年11月末日）

5. 離島等供給約款[低圧用]の従量電灯C, 時間帯別電灯, 高負荷率電灯, 臨時電灯C, 公衆街路灯B, 低圧電力, 低圧電力Ⅱ, 低圧季節別時間帯別電力, 臨時電力, 農事用電力およびホワイトプラン電力, ならびに離島等供給約款[高圧用]の業務用電力, 業務用季節別時間帯別電力, 高圧電力, 季節別時間帯電力, 臨時電力, 自家発補給電力A, 自家発補給電力Bおよび予備電力の適用を受けていて被災されたお客さまは, 電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては, 2023年11月末日までの間は, その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(有効期間満了日: 2023年11月末日)

6. 被災されたお客さまの需要場所において, 再建等のため, 引込線, 計量器, その付属装置, 区分装置および電流制限器等の取付位置の変更申込みを行なった場合で, その申込みが2023年11月末日までに行なわれ, かつ, その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは, 原則として, その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日: 2023年11月末日)

7. この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については, 離島等供給約款によるものとする。

以 上

別添

## 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

2023年5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生しました。(下記地域に災害救助法が適用)

このため、災害救助法が適用された市町村において、被災されたお客さまに対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島等供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

### 記

#### 1 災害救助法が適用された市町村

災害救助法適用日：2023年5月5日

石川県輪島市 (いしかわけん わじまし)

石川県珠洲市 (いしかわけん すずし)

石川県鳳珠郡能登町 (いしかわけん ほうすぐんのとちょう)

以 上